

ID: 375

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	景観地区内の建築物計画の認定		
法令名 根拠条項	景観法 第63条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【根拠条文】 (計画の認定) 第63条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。 2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。 【基準】 根拠条文及び法第62条の規定による。 (建築物の形態意匠の制限) 第62条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあつては、この限りでない。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和6年7月29日改正)参照			
標準処理期間	30日以内(法第63条第2項)		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日